

技術資料等説明書

令和 7 年度 筑後川河川事務所管内（筑後川、矢部川）等における災害時等応急対策業務（地質調査）に関する基本協定については、この技術資料等説明書によるものとする。

1. 公告日 令和 7 年 1 月 17 日

2. 協定締結者 九州地方整備局 筑後川河川事務所長 塚原 隆夫
〒830-8567 福岡県久留米市高野 1 丁目 2 番 1 号

3. 基本協定の概要等

(1) 基本協定名

令和 7 年度 筑後川河川事務所管内（筑後川、矢部川）等における災害時等応急対策業務（地質調査）に関する基本協定

(2) 基本協定の目的

本協定は、筑後川河川事務所が管理する直轄区間（筑後川、矢部川）等において発生した災害対策に関し、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧を目的として、必要な体制と災害調査の能力を確保するため災害時等応急対策業務（地質調査）を行うことを目的とするものである。

また、筑後川河川事務所管理区間（筑後川、矢部川）外において広域的な支援が必要となる場合は、本協定に基づく対応を行うものである。

(3) 基本協定区間

筑後川河川事務所管内
筑後川、矢部川 等

(4) 基本協定期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

(5) 基本協定締結業者の選定については、業務実績、緊急時対応能力、地域精通度等を総合的に評価して、協定締結業者 20 社程度を決定する。

(6) 基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に地質調査を実施する場合は、速やかに業務請負契約を締結する。業務の実施に当たっては関係法令を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の業務を行わないこととする。

4. 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

(2) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和 7・8 年度の地質調査業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請中であること。

なお、令和 7 年 4 月 1 日時点において、認定されていない者のした協定締結申請は、競争に参加する資格を有しない者として、当該協定締結申請を無効とする。

九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和 7・8 年度の地質調査業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者）については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別

に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)を令和7年4月1日時点において受けていること。なお、認定されていない者のした協定締結申請は、競争に参加する資格を有しない者として、当該協定締結申請を無効とする。

- (3) 九州地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 福岡県、佐賀県、大分県内のいずれかに本店又は支店等営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）を有していること。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 平成27年度以降に国、県または市町村等が発注した河川に関する地質調査業務の実績があること。なお、国、県または市町村等の「等」とは、九州地方整備局の事業と類似事業を行う事業者とする。
- (7) 令和4年度以降公示日までに完了した業務のうち、国土交通省発注業務（港湾空港関係を除く）の平均業務評定点が60点以上であること。ただし、評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合、又は「地方整備局委託業務等成績評定要領」に基づく国土交通省発注業務（港湾空港関係を除く）の実績がない場合は加点しない。
- (8) 緊急業務に対応する体制として、1名以上の技術士（総合技術監理部門[建設部門関連科目又は応用理学部門関連科目]）又は技術士（建設部門又は応用理学関連科目）、もしくは国土交通省登録技術者資格（施設分野：地質・土質－業務：調査）又はRCCM（国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く）又は地質調査技士の資格を有する者を早急に対応させることができること。

5. 技術資料の総合的な評価に関する事項等

技術資料等説明書に示す評価項目について、評価基準に基づき評価する。

(1) 評価項目と評価基準

以下の各評価項目について、評価基準に基づき評価する。

評価の着目点			評価		
企業の 業務実績等	部門登録	建設コンサルタント登録等の状況	地質調査業者登録がある機関。 【A】		地質調査業者登録なし。 【C】
	業務実績	過去10ヵ年度＋当該年度（※平成27年度以降令和7年3月31日までに完了又は完了予定）の業務実績（港湾空港関係は除く）の内容	国土交通省発注の河川に関する地質調査業務の実績がある。 【A】	県（九州地方整備局の事業と類似事業を行う事業者を含む）発注の河川に関する地質調査業務の実績がある。 【B】	市町村等発注の河川に関する地質調査業務の実績がある。 【－】

	業務成績	国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注（港湾空港関係を除く）の過去2年間（令和4年度～令和5年度）に完了した業務のテクリス平均評定点を下記の順位で評価する。令和3年度以降の「地方整備局委託業務等成績評定要領」に基づく100万円以上の国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係を除く）の業務実績がないため、業務成績を評価できない場合、又は評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合には60点。	78点以上 【A】	73点以上 78点未満 【B】	60点以上 73点未満 【－】	60点未満 又は 過去2ヵ年連続して 60点未満 【C】
	信頼度 技術者保有に基づく	災害発生等緊急時に早急な対応ができる技術士又はRCCM、地質調査技士等の人数	技術士（総合技術監理部門[建設部門関連科目又は応用理学部門関連科目]）又は技術士（建設部門又は応用理学関連科目）を1名以上 【A】	国土交通省登録技術者資格（施設分野：地質・土質－業務：調査）又はRCCM（国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く）又は地質調査技士を1名以上 【B】	左記に該当しない 【C】	
	地域精通度	本店等の所在地	福岡県、佐賀県、大分県内のいずれかに本店がある。 【A】	福岡県、佐賀県、大分県内のいずれかに支店等営業所がある。 【B】	左記に該当しない 【C】	
		過去10ヵ年度＋当該年度（※平成27年度以降令和7年3月31日までに完了又は完了予定）の業務実績（港湾空港関係は除く）の内容	筑後川河川事務所発注の河川関係の業務実績あり。（嘉瀬川、佐賀導水、嘉瀬川ダム関係の実績は除く） 【A】	福岡県、佐賀県、大分県内の九州地方整備局、県、市町村等発注の河川関係の業務実績あり。 【B】	左記に該当しない 【C】	
	継続的な営業に基づく信頼度	企業の信頼性が確保されることによる災害時対応の円滑な実施を期待するための営業年数の継続性	福岡県、佐賀県、大分県内のいずれかにおいて30年以上の営業実績がある 【A】	福岡県、佐賀県、大分県内のいずれかにおいて15年以上の営業実績がある 【B】	福岡県、佐賀県、大分県内のいずれかにおいて15年未満の営業実績がある 【－】	

（２）決定方式

- ① 提出された申請書に基づき、A評価の多いものを優先して20社程度決定する。Aが同数の場合、B評価の数を優先して評価する。

② C 評価があれば非選定とする。

③ A 及び B が同数の場合は、企業の業務成績順（過去 2 ヶ年度及び当該年度の平均）に順位付けする。業務成績も同点である場合は有資格名簿の上位順とする。

(3) 評価に係る技術資料の作成方式

記載事項	内容に関する留意事項
1) 企業の業務実績等	① 地質調査業者の登録状況 別記様式 2 に、地質調査業者の登録状況を記載する。 ② 業務の実績 別記様式 2 に、平成 27 年度以降の国、県または市町村等が発注した河川に関する地質調査業務の実績を記載する。 ③ 技術者保有に基づく信頼度 別記様式 3 に、緊急時に早急な対応ができる技術者の資格（技術士（総合技術監理部門[建設部門関連科目又は応用理学部門関連科目]）又は技術士（建設部門又は応用理学関連科目）、もしくは国土交通省登録技術者資格（施設分野：地質・土質一業務：調査）又は RCCM（国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く））を記載する。 ④ 地域精通度 別記様式 3 に、平成 27 年度以降の筑後川河川事務所（嘉瀬川、佐賀導水、嘉瀬川ダム関係の実績は除く）、福岡県、佐賀県、大分県内の九州地方整備局、県、市町村等発注の業務実績を記載する。 ⑤ 継続的な営業に基づく信頼度 別記様式 3 に記載された内容等により評価する。

(4) 期限までに技術資料を提出しない者並びに参加資格がないと認められた者は、本協定締結に参加することができない。

6. 本基本協定に関する担当部局

〒830-8567 福岡県久留米市高野 1 丁目 2 番 1 号
国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所 流域治水課
電話 0942-33-9134（直通）
FAX 0942-35-0224（直通）
担当： 地域防災調整官 高橋 史哉（内線 304）
専門官 佐藤 浩成（内線 507）

7. 資料の作成及び提出

(1) 本協定に参加希望者は、下記のとおり申請及び資料等を提出すること。

① 提出期限： 令和 7 年 1 月 17 日（金）から令和 7 年 2 月 7 日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9 時 30 分から 17 時 00 分まで。

② 提出場所： 上記 6. に同じ。

③ 提出方法： 持参又は郵送、FAX 等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。

FAX 番号は上記 6. とし、送信後は電話により着信を確認すること。

(2) 申請書は、別記様式 1 により作成すること。会社の代表印を押印すること。

(3) 資料は、次に掲げるところに従い作成すること。

① 一般競争（指名競争）参加資格等について

4. (2) に掲げる参加資格等について

また、建設コンサルタントの登録状況を別記様式2に記載すること。

② 業務実績

4. (6) に掲げる資格があることを判断できる業務実績を別記様式2に記載すること。
記載する業務実績の件数は地質調査業務1件でよい。

③ 企業情報について

4. (4) (8) に掲げる内容及び継続的な営業年数が確認できる企業情報について別記様式3に記載すること。

④ 契約図書等の写し

上記②の業務実績として記載した業務に係る財団法人日本建設情報総合センター「測量調査設計業務実績情報システム」(以下、TECRIS)の業務カルテの写しを添付すること。

ただし、当該業務が、TECRISに登録されていない場合は契約書の写しを提供すること。

なお、TECRISに登録されていない場合でも上記②に示した内容が判断できない場合、またはTECRISに登録されていない場合には、②に示した内容を判断できる契約図書等の写しも併せて提出すること。

(4) 申請書及び資料等に関する問い合わせ先

6.に同じ

8. 協定締結者の通知

令和7年3月13日(木)までに電話またはFAXにて通知する。

9. 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 参加資格がないと認められた者及び申請者及び資料等が適正と認められなかった者は、担当部局に対して参加資格がないと認めた理由等について、次により書面にて説明を求めることができる。(様式は自由とする。)

① 提出期限：令和7年3月21日(金)17時00分

② 提出場所：上記6.に同じ。

③ 提出方法：持参又は郵送、FAX等(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。)により提出する。

FAX番号は上記6.とし、送信後は電話により着信を確認すること。

(2) 担当部局は、説明を求められたときは、令和7年3月28日(金)までに、説明を求めた者に対し、書面にてFAXにより回答する。

10. 技術資料説明書に対する質問

(1) この技術資料説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

① 提出期限：令和7年1月17日(金)から令和7年1月27日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。

② 提出場所：上記6.に同じ。

③ 提出方法：持参又は郵送、FAX等(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。)により提出する。

FAX番号は上記6.とし、送信後は電話により着信を確認すること。

(2) (1)の質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供する。

① 期間：令和7年1月17日(金)から令和7年2月7日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。

②場 所：上記 6.に同じ。

1 1. 技術資料の評価

技術資料の評価は、筑後川河川事務所の職員が行う。

1 2. 評価結果の無効

公告に示した参加資格のない者が提出した申請書等、及び虚偽の記載をした者は決定を取り消す。

1 3. 再苦情申立て

(1) 担当部局から理由等を説明に不服がある場合は、理由等の説明に係る書類を受け取った日から 7 日（休日を含まない。）以内に書面により、筑後川河川事務所長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。

(2) 再苦情の審議は、筑後川河川事務所において行う。

(3) 再苦情申立て受付窓口、受付時間

受付窓口：〒830-8567 福岡県久留米市高野 1 丁目 2 番 1 号
国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所
担当：契約事務管理官

電話 0942-33-9132（直通）（内線 301）

受付時間：土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、9 時 00 分から 17 時 00 分

1 4. その他

(1) 申請書及び資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(2) 当職は、提出された申請書及び資料等を、参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

(3) 提出された申請書及び資料等は返却しない。

(4) 提出期限以降における申請書及び資料等の差し替え及び再提出は認めない。